

第 4852 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 11月 12日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 消費税、新旧税率が混在する場合の表示

Q：消費税税率が引き上げられますが、新旧税率が混在する場合、価格表示はどうしたらいいのですか？

A：誤認されない措置を講ずる必要があります。

【解説】

平成26年4月1日から消費税率が8%に上がりますが、それに伴って、旧税率に基づく税込価格の値札と新旧税率に基づく税込価格の値札、又は税抜価格のみの値札が同一店舗内に混在することが想定されます。

このような場合、誤認されないためには、例えば、次のような方法で旧税率に基づく税込価格なのかどうかを明らかにしておかなければなりません。具体的には、次のように表示します。

- ①個々の値札において、税抜価格である旨や税込価格の計算に当たって用いた税率を明示する方法
- ②値札の色によって区分する方法
白色の値札の商品は、旧税率(5%)に基づく税込価格ですので、レジにてあらためて新税率(8%)に基づき精算させていただきます。
- ③商品棚等に税抜価格である旨や税込価格の計算に当たって用いた税率を明示する方法
白色の棚の商品は、旧税率(5%)に基づく税込価格ですので、レジにてあらためて新税率(8%)に基づき精算させていただきます。
青色の棚の商品は新税率(8%)に基づく総額表示です。

